

若年者が巻き込まれる 消費者トラブル

18・19歳を含んだ若年者が巻き込まれやすい
トラブルについて、相談事例とアドバイスを紹介します。



事例① 情報商材に注意

「在宅ワーク」

などと検索して見つけた事業者から、競馬情報サイトで稼げると勧誘されて電子マニュアルの購入と高額なサポート契約をし、借金をして支払ってしまった。



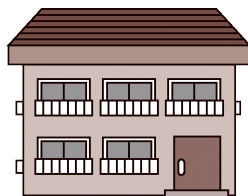
アドバイス

- ◆うまい話はありません！簡単に稼げることを強調する広告や、友人・知人からの誘いでも安易に信じないようにしましょう。
- ◆クレジットカードでの高額決済や学生ローン等の借金を勧められる場合があります。断る際にはきっぱりと断りましょう。
- ◆不安に思ったとき、トラブルにあったときは**すぐに消費生活センターにご相談ください。**

事例② 賃貸住宅退去時に注意

築17年の賃貸アパート

に入居していたが、先日退去した。退去時に原状回復費用として90万円を請求された。壁紙やフローリングは入居時から汚れていて、管理会社も知っていたはず。納得できない。



アドバイス

- ◆入居前に契約内容の説明をよく聞き、契約書の記載内容をよく確認するとともに、賃貸住宅の現状をよく確認し、記録・写真に残しましょう。
- ◆納得できない費用を請求されたときは、国土交通省のガイドラインに示されている基準を参考に、貸主側に費用の明細等の説明を求め、費用負担について話し合いましょう。
- ◆納得できない場合やトラブルになったときは**すぐに消費生活センターにご相談ください。**

事例③ セルフエステの契約トラブルに注意

SNSの広告を見て

セルフエステの無料体験の予約を入れて店舗に向いた。無料体験後にしつこい勧誘を受け、断れずに高額の契約をしてしまった。



アドバイス

- ◆自身でエステ機器等を使用するセルフエステは一般的にクーリング・オフは適用されません。
- ◆無料体験のつもりが強引な勧誘を受けて契約してしまうことに注意してください。
- ◆解約を申し出ると違約金を請求されるケースがあります。契約時には契約内容をよく確認しましょう。
- ◆不安に思ったとき、トラブルにあったときは**すぐに消費生活センターにご相談ください。**

事例④ 若年者も定期購入トラブルが多数

ネットで痩せるサプリ

の広告が載っていた。「定期縛りなし」とあったので注文した。商品が届き代金をコンビニ後払いで支払った。翌日も商品が届き、決済業者から代金請求された。



アドバイス

- ◆「定期縛りなし」は「1回限り」でなく「いつでも解約できる定期購入」である可能性があります。
- ◆「注文」をクリックする画面（最終確認画面）で定期購入や2回目以降の条件、解約条件の記載を確認しましょう。この画面はスクリーンショットで必ず保存しましょう。
- ◆不安に思ったとき、トラブルにあったときは**すぐに消費生活センターにご相談ください。**

(消費者庁イラスト集より)

エスカレーターを 安全、快適にご利用するには



安全に、また快適にエスカレーターを利用するため、次のことに気を付けるようにしましょう。
お子様の無意識の行動が危険に結びつくこともありますので、お子様への御指導もお願いいたします。

1

ステップの上を歩いたり、走ったりしないようにしましょう

バランスを崩したり、つまずいたりして、転倒するおそれがあります。また、他の利用者に接触して転倒させたりする恐れがあります。

2

ベビーカー、カート、車いす、台車などは、乗せないようにしましょう

エスカレーターが思わぬ原因で急停止をすると落下や転倒する恐れがあります。

3

移動手すりにつかまるようにしましょう

利用中にバランスを崩し、転倒したり他の利用者と接触する恐れがあります。



(出典)
一般社団法人
日本エレベーター協会HP



他にもこんなことに注意することが必要です！

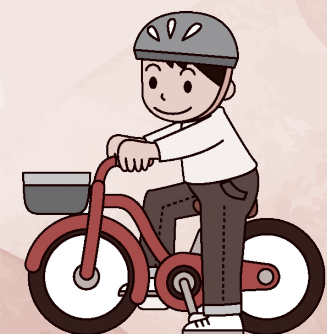
- ✓ ピンヒールの靴をお履きの方は、ステップの溝に挟まないようにしましょう
- ✓ 傘の先などの細いものをステップの溝に挟まないようにしましょう
- ✓ 乗降口付近では立ち止まらないようにしましょう
- ✓ 歩いたり、走ったりせずに、立ち止まって利用しましょう
- ✓ 追い越しは危険です
- ✓ 幼児を乗せるときは、保護者が支えてください
- ✓ お子様の1人乗りはやめましょう
- ✓ 移動手すりから体を外に乗り出さないようにしましょう
- ✓ 手すりにまたがったり、乗ったりしないようにしましょう
- ✓ はだしでは利用しないようにしましょう
合成樹脂製やゴム製のはきものも注意



自転車用ヘルメットの安全性に注意

令和5年4月1日からすべての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務となっています。
国内では自転車用ヘルメットの基準は、民間が任意に定めている基準規格がありますが、公的な基準はなく、販売に関する規制もありません。
国内インターネット通信販売サイトでは、自転車用ヘルメットとして海外の安全基準への適合をうたう商品が複数販売されていますが、基準への適合が疑わしいものもあります。
自転車用ヘルメットを購入する際には、安全基準への適合マーク表示（SGマーク、JCFマーク、CEマーク（EN1078の表示のあるもの）等）を選ぶようにしましょう。不明点があれば販売元に確認しましょう。

- 購入の際は、なるべく試着して、自分の頭に合ったものを選ぶようにしましょう。
- 着用時、必ずアゴヒモを締めましょう。



(消費者庁イラスト集より)